

## ◎生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業で、生活資金にお困りの方々に向けた緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受付けしています。

申請受付期間：令和3年11月30日（火）まで延長されました。 ※当日消印有効  
資金の詳細及び申込様式はコチラをクリック

→[新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で、生活資金にお困りの方へ | 埼玉県社会福祉協議会 \(fukushi-saitama.or.jp\)](https://www.fukushi-saitama.or.jp)

申込みは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送にてお願いしています。また、必要に応じ、来所される場合は、必ず事前にご予約いただいた上で、お越しくださるようお願いいたします。

(問合せ・申込み書類郵送先)

〒365-0062 鴻巣市箕4211番地1 (鴻巣市総合福祉センター内)

鴻巣市社会福祉協議会 権利擁護・生活困窮支援グループ

電話048-(597)-2100 FAX048-(597)-2102